

受 理 番 号	件 名
陳情第 4 号	全会一致で可決された通学路の安全対策を実効性あるものにし、誰もが安心安全に利用できる道路にすることを求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	建設委員会

※原文のまま記載

(趣旨)

2022年12月議会で、陳情第73号「野ヶ谷通り深大寺東町6丁目26～27番地付近の通学路の安全性を求める陳情」が全会一致で採択され、12月以降先月まで毎月調布警察の方々が三鷹通りの野ヶ谷通り入口に立ち、抜き打ちで規制活動をやってくださっています。また、道路管理課のみなさまの尽力で、調布市では初めての「イメージハンプ」も設置されました。3月31日には、警察・道路管理課・交通対策課・保護者・住民で「イメージハンプ」の検証も実施されました。その際、信号機設置の検討もしていただきました。確かに若干、交通量が減った日も見られるようにはなりました。残念ながら、「イメージハンプ」の効果は、初見ではスピードを落とす車もありましたが、見慣れると抵抗感がなくなり、あまり効果は感じられません。依然として住民と保護者の、通学時間帯の不安は解消されず、今でも朝の見守り活動は続き、夕方の下校時間帯の子どもたちの安全は、脅かされています。子どもたちからは、「夕方も見守って欲しい」という声も出ています。

また、住民のみなさんからは、「安心して歩けない」「すぐそばを車がすり抜けるようにして走り去っていき、ヒヤッとした瞬間が何度もあった」との声も多く聞かれます。実際に大人が通行する際も、通り過ぎる車を何台か見送って安全を確認しなければ横断できません。

見守り活動や、「旗振り当番」の保護者の方々とお話しし、利用して

いて気が付いたのは、

- ① ほとんどの車が、20キロの制限速度を守っていないこと。
- ② 「積載量3トン以上のトラックは、入ってこれない、普通車は時間制限があり、居住者を除く」という標識がありながら全く守られていない実態があること。建設業者等の大型トラックが、荷台に重機を載せて通学時間帯に入ってくる事態は何度もあります。
- ③ 野ヶ谷通りから派生する路地に設置されている「積載量2トンのトラックは入れない。居住者を除く」という標識も守られていないこと。他県ナンバーや、「居住者」とは思えない地域のナンバーの車が日常的に入ってきています。

この実態が放置されている以上、「対処療法」的に、現場の道路への注意喚起対策を施しても改善は望めないと考えます。「ドライバーに法律を守らせる」という公共の責任を果たすのは、ボランティアや住民・保護者ではなく、警察と調布市ではないでしょうか？

平成17年施行の調布市子ども条例には、「第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。」とあります。

「ぬくもり」は、生きていて初めて感じるすることができます。通学路や生活道路は生きていくために、安心安全であって欲しいというのが、市民の願いです。

一刻も早く安心安全に利用できる、通学路・道路にさせていただきたく以下の3点の検討と実施を関係機関が連携して対応していただくことを要望します。

- ① 警察と市が連携して野ヶ谷通りと派生する通学路に設置してある標識を「ドライバーに法律を守らせる」ように規制活動を強化すること。

- ② 規制しきれなければ、一方通行等の施策を取り、侵入してくる車の台数を減らすこと。
- ③ 20キロ規制が困難ならば、ハンプ設置、手押し信号、「ラバーポール」設置等の減速させる施策を講じること。以上